

紀の川市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例

平成 年 月 日
条例第 号

(趣旨)

第1条 この条例は、放課後又は夏季休業等の長期休業中に家庭において保育することが困難と認められる小学校に就学している児童を対象に行う放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）に関する負担金の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(負担金)

第2条 事業を利用する児童の扶養義務者は、当該利用に係る負担金を納付しなければならない。

2 負担金の額は、月極で利用する児童1人につき月額8,000円とし、日割りで利用する児童1人については日額1,000円とする。ただし、日割りの利用に関しては、児童1人あたり1月の上限を8,000円とする。

3 扶養義務者は、当該月分を翌月10日までに納付しなければならない。ただし、災害その他特別の理由があると市長が認める場合は、納期限を延長することができる。

(負担金の減免)

第3条 市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、負担金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(紀の川市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の廃止)

2 紀の川市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成17年紀の川市条例第120号）は、廃止する。